

各 位

2021年1月8日  
野原ホールディングス株式会社

## 新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言への弊グループの基本方針について

弊社をはじめとする野原グループは、1月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が政府より発令されたことを受け、1月8日以降、社会の一員として感染拡大防止に努めるため、下記の方針を基本に在宅勤務を活用し、BCP（事業継続計画）に基づき事業を継続いたします。関係者の皆さまにはご心配・ご迷惑をおかけしますが、従業員およびお取引先の皆さまの安全を確保するため、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 基本方針

「緊急事態宣言」が発令された自治体（東京、千葉、埼玉、神奈川）に居住もしくは勤務している従業員は出社勤務比率2割を原則としながら、事業継続します。

#### 2. 対象期間

「緊急事態宣言」が解除されるまでの期間（2021年1月8日～2月7日予定）

#### 3. その他

野原グループ各事業会社およびカンパニーは、各々のBCP（事業継続計画）に従い事業活動を進めます。詳細は、各事業会社またはサービスのウェブサイトをご参照願います。

以上

なお、新型コロナウイルス感染拡大を巡る状況は刻々と変わることが予想されるため、政府の方針や行動計画にもとづき、上記対応内容を変更する場合がございます。

#### 【本件に関する問い合わせ先】

野原ホールディングス株式会社  
総務部

TEL : 03-3357-2231